

経営事項審査制度改正に伴う再審査について

1 再審査の実施について

(1) 概要

令和3年4月1日から、経営事項審査の基準が改正されました。そのため、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、令和3年4月1日から同年7月29日の間（120日間）に限り、許可行政庁に対し再審査を申し立てることができます。

なお、再審査は改正に係る事項に限られるため、今回再審査の対象となるのは、「(2)改正点」に記載の項目になります。

(2) 改正点

- ・法定外労働災害補償制度加入の有無（項番46）が改正されました。
- ・建設業の経理の状況（項番52、53、54）が改正されました。
- ・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（項番61、62）が創設されました。
- ・技術職員名簿（項番82）にCPD単位取得数の欄が設けられました。
- ・技術職員名簿（項番82）に有資格区分コードに005（監理技術者補佐）が追加されました。

(3) 注意点

- ・再審査を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査は有効です。
- ・(2)以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。
- ・再審査を受けることにより減点となる場合があります。

2 再審査の申し立て方法

(1) 対象業者

- ・令和3年3月31日までに改正前の経営事項審査を受審した建設業者
- ・ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から1年7ヶ月以内であるものに限りです。

(2) 実施方法

- ・再審査の申立ては、審査会場で対面方式による書類審査を本審査員（県庁職員）が実施します。
- ・郵送による受付はできません。
- ・手数料は無料

(3) 受付日程

令和3年5月から7月の指定日（次表）に書類の審査及び受付を行います。審査日については、申請者の決算月による指定はいたしませんので、都合のよい日程に御来場ください。

（予約不要）

審査会場	日 程
下田土木事務所	5月17日（月）、7月5日（月）
熱海土木事務所	5月28日（金）、7月16日（金）
沼津土木事務所	5月19日（水）、7月13日（火）、7月26日（月）
富士土木事務所	5月24日（月）、7月20日（火）
静岡土木事務所	5月7日（金）、6月4日（金）、7月2日（金）、7月28日（水）
島田土木事務所	5月13日（木）、7月21日（水）
袋井土木事務所	5月26日（水）、7月9日（金）
浜松土木事務所	5月14日（金）、6月2日（水）、7月7日（水）

(4) 再審査の受付時間

9:00～15:00 (12:00～13:00を除く)

(9:00～10:00、13:00～14:00は比較的すいています。(下田土木事務所を除く))

※下田土木事務所の受付時間は、10:30～14:30 (12:00～13:00を除く)

(5) 提出書類・提示書類

○提出書類 (正・副1部づつ)

	提出書類	注意事項
①	経営規模等評価再審査申立書 (様式第25号の14)	○必ず提出 ・通常の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」と同一の様式です。 ・申請等の区分05は「4」の再審査を入力 ・経営状況分析結果通知書は不要です。 ・項番08から14について、前回申請時から変更がある場合は、変更届(写)を掲示すること。
②	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第25号の11別紙一)	○必ず提出 ・前回申請と同様の内容で作成
③	技術職員名簿 (様式第25号の11別紙二)	○必ず提出 ・技術職員の追加はできません ・前回申請時の職員について、 ①有資格コードが005(朱書き) ②CPD単位取得数が、再審査の対象となります。 それ以外の項目は前回と同様の内容を記入してください。
④	その他の審査項目(社会性等) (様式第25号の11別紙三)	○必ず提出 ・項番46法定外労働災害補償制度加入の有無、項目61CPD単位取得数及び技術者数、 項番62技能レベル向上者数及び技能者数、 控除対象者数が再審査の項目になります。 それ以外の項目は前回と同じ内容で作成してください。
⑤	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)	○必ず提出 ・様式第4号は技術職員名簿(別紙二)に記載のある技術者以外について、記載してください。
⑥	技能者名簿(様式第5号)	○必ず提出 ・技能者名簿(様式第5号)は、技術職員名簿に記載がある職員も該当がある場合は、記載してください。

○審査会場に持参し提示する書類

	提出書類	注意事項
①	経営事項審査審査結果通知書（旧結果通知書）（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査結果の通知番号」は、旧結果通知書の中上の「行政庁記入欄」に記載された番号（「22-00××××」と表示された番号）を記入してください。 ・「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の右上に表示）を記入して下さい。 ・「再審査を求める事項」は、「令和3年4月1日施行の改正に係る事項」と記入してください。 ・「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入してください。
②	再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書一式」（控）	建設業課の受付印が押印してあるもの
③	審査基準日に中小企業等共同組合法の認可を受けて共済事業を行う者に加入していることの証明書（原本）	○該当がある場合に提示
④	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士：登録証明書（日本公認会計士協会発行） ・税理士：登録事項証明書（日本税理士会連合会発行） 	<p>○該当がある場合に提示</p> <p>R3.4.1改正に際して、公認会計士、税理士について、確認資料を提出する。</p>
⑤	<p>【CPD単位取得】</p> <p>①技術者が取得したCPDの単位数を証する書面の写し</p> <p>②様式第4号に記載した技術者に係る検定もしくは試験の合格証その他資格を証明する書面の写し</p> <p>③様式第4号の「CDP単位」欄に単位を記載した技術者の常勤確認書類</p>	<p>○該当がある場合に提示</p> <p>①審査基準日以前1年間のCPD取得単位に係るものです。</p> <p>②③は提示書類となります。技術職員名簿と同様に常勤性の確認をします。</p>
⑥	<p>【技術レベル向上】</p> <p>①能力評価（レベル判定）結果通知書の写し</p> <p>②審査基準日時点で稼働していた工事に係る工事施工台帳の作業員名簿等</p> <p>③技能者名簿（様式第5号）の「レベル向上欄」、「控除対象」欄に○を記入した技能者の常勤確認書類</p>	<p>○該当がある場合に提示</p> <p>②は、審査基準日において施工中の工事についての工事施工台帳の作業員名簿等を提出してください。</p>